

漁業経営安定特別対策事業実施要領の制定について

〔昭和56年5月1日〕
〔56水漁第2166号〕
〔農林水産事務次官依命通知〕

最近における漁業用燃油価格の高騰、魚価の低迷等により、漁業経営が極めて困難な状況に直面している実情にかんがみ、漁業経営維持安定資金、国際規制関連経営安定資金及び漁業用燃油対策特別資金のうち、昭和56年度にその全部又は一部を償還することを貸付けの条件とする資金の償還が特に困難な中小漁業者に対して2年間の中間据置期間の設定、2年間の償還期限の延長等の措置を講ずることとし、別紙のとおり漁業経営安定特別対策事業実施要領が定められたので、後了知の上、事業の実施に当たって遺憾のないようにされたい。

以上、命により通知する。

漁業経営安定特別対策事業実施要領

第1 目的

この事業は、最近における漁業用燃油価格の高騰、魚価の低迷等により、漁業経営が極めて困難な状況に直面している実情にかんがみ、漁業経営維持安定資金（別表1の資金の種類欄の1に掲げる資金をいう。）国際規制関連経営安定資金（別表1の資金の種類欄の2に掲げる資金をいう。）及び漁業用燃油対策特別資金（別表1の資金の種類欄の3に掲げる資金をいう。）のうち、昭和56年度にその全部又は一部を償還することを貸付の条件とする資金（以下「対象資金」と総称する。）の償還が特に困難な中小漁業者に対して対象資金の貸付条件の変更を行う融資機関に対し、利子補給を行う等のため、第2に規定する事業主体のうち中央漁業団体が基金を造成するのに要する経費について国が助成することにより、当該中小漁業者の当面の漁業経営の安定を図ることを目的とする。

第2 事業主体

この事業を実施する者は、対象資金の種類ごとに別表1の事業主体の欄に掲げる者とする。

第3 対象漁業者

この事業の対象漁業者は、昭和55年度の漁業経営に係る総支出が総収入を上回っていること、その他最近における経営状況等からみて対象資金の償還が特に困難である旨の漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は事業主体の長（やむを得ない場合には、市町村長の証明を受けた者とする。）

第4 貸付条件の変更

- 1 対象資金の融資機関は、第3の証明を受けた漁業者からの申請に基づき、従前の貸付条件の変更を行うことができるものとする。
- 2 1により貸付条件の変更を行うことができる内容は、次のとおりとする。
 - (1) 当初の貸付条件に基づく据置期間が当該貸付条件の変更の日以降に終了する対象資金にあっては、最長2年の据置期間の延長及び最長2年の償還期限の延長
 - (2) (1)の対象資金以外の対象資金にあっては、最長2年の中間据置期間の設定及び最長2年の償還期限の延長
- 3 2の(2)を内容とする変更後の貸付条件（以下「新条件」という。）は第5に定める変更の取扱いを行った日以降最初に到来する当初の貸付契約に基づく償還日から適用するものとする。ただし、昭和56年4月1日以降当該手続が終了するまでの間に既に当初の貸付契約に基づく償還日が到来し、これが延滞となっているものについては、新条件の適用を当該償還日までさかのぼるものとする。

第5 取扱期限

対象資金の融資機関は、この事業に基づく貸付条件の変更の取扱いを昭和56年12月31日までにを行うものとする。

第6 利子補給金の交付

事業主体（別表1の事業主体及び利子補給率の欄の昭和56年度及び昭和

57年度の遠洋漁業関係にあつては、中央漁業団体を除く。以下第6において同じ。)は、第4により対象資金に係る貸付条件の変更を行った融資機関に対し、当該変更の結果必要となる利子補給を次により交付するものとする。

(1) 第4の3による新条件の適用の日以降における対象資金の貸付残高から、当該貸付条件の変更を行わなかった場合における貸付残高見込額を控除した額にかかる利子補給金で昭和56年度及び昭和57年度に交付されるものについては、当該控除した額に対象資金の種類ごとに別表1の利子補給率の欄に掲げる率を乗じて得た額を交付するものとする。

(2) (1)の利子補給金以外のものについては、対象資金の種類ごとに別表1の根拠法令等の欄に掲げる実施要領に規定する字句を別表2に定めるところにより読み替えて当該実施要領を適用し、利子補給金を交付するものとする。

第7 漁業経営安定特別対策基金

1 事業主体のうち、中央漁業団体は、第6に定めるところによる利子補給金の交付等を行うため、漁業経営安定特別対策基金(以下「基金」という。)を造成するものとする。

2 基金の運用から生ずる収益は、基金に組み入れるものとする。

3 基金として造成された資金は、次に掲げる事業及び水産庁長官の承認を得て当該事業の実施に要する事務費に充てる場合を除き、これを取り崩し、又は支出してはならないものとする。

(1) 第6の(1)の定めるところによる利子補給金の交付

(2) 第6の(1)の定めるところにより事業主体たる遠洋漁業団体が利子補給金の交付を行う場合における当該交付に要する経費の当該遠洋漁業団体への交付

(3) 漁業信用基金協会の負担する保証債務の弁済に充てることを条件として行う当該協会に対する交付金の交付

(4) 中央漁業信用基金に対する融資資金の出資

4 中央漁業団体は、3の(1)から(4)までに掲げる事業(3による事務費への充当を含む。)を実施した後において基金になお残額が生じ、又は生じると見込まれる場合には、3にかかわらずあらかじめ水産庁長官の承認を受け、当該残額を取り崩して、漁業用燃油の確保等漁業経営の安定のための事業で漁業協同組合等が行うものに対する助成の事業を行うことができる。

5 中央漁業団体は、基金を他の勘定と区分して経理するものとする。

6 中央漁業団体は、この事業を充実させるため、地方公共団体、民間団体等から基金の造成につき出捐を受けることができる。この場合において、基金のうち第8の1による国の助成により造成された部分は、民間団体等からの出捐により造成された部分と区分して経理しなければならない。

第8 国の助成

1 国は、予算の範囲内において、中央漁業団体に対して、基金の造成に要する経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

2 国は、中央漁業団体が第7の3の(1)から(4)までに掲げる事業(同3による事務費への充当を含む。)及び同4により行う事業を実施した場合において、基金のうち国の助成に係る部分になお残額があるときは、当該残額を国に納付させるものとする。

3 国は、第6の(2)により昭和58年度以降利子補給金を交付する事業

主体に対し、当該利子補給に要する経費について、第6の(2)に規程する根拠法令等の定めるところにより、補助するものとする。

第9 中央漁業団体

この要領における「中央漁業団体」は、全国漁業協同組合連合会とする。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、水産庁長官が別に定めるものとする。